

# 農業委員会だより

第 53 号

平成 30 年 6 月  
田原市農業委員会  
☎23-3519 / FAX22-3817  
ID1001917

## 旬の渥美半島ですてきな出会い

「婚活イベントを開催しました」

2月25日(日)に伊良湖・堀切地区で婚活イベントを開催しました。このイベントは、「渥美半島の次代を担う若い農業者たちの出会いのきっかけづくりをサポートすること」を目的に農業委員の有志が集まって結成した「たはら農業委員婚活実行委員会」が企画したもので、今回で3回目の開催となりました。

対象者は市内で農業を営んでいる男性と一般女性で、男性8名、女性9名が参加しました。

当日は参加者の男女それぞれが自己紹介を行った後、堀切町の伊良湖菜の花ガーデンを散策しました。昼食には田原市産の食材をふんだんに使用した料理が振る舞われ、参加者

たちは渥美半島の

旬の味を

楽しみながら話

に花を咲かせていま

した。

昼食後



▲田原市産の野菜

は、堀切町にある農業委員の温室へ行き、ミニトマトの収穫体験を行いました。同じ作業



をしていく中で、参加者はお互いの仲を深めていくことができたようです。

今回のイベントは終始アットホームな雰囲気の中で行われ、参加者同士の交流が深まるとともに、渥美半島の魅力を知ってもらう良い機会となりました。

たはら農業委員婚活実行委員会では、今後もこうしたイベントを開催し、本市の農業が未来につながるよう、サポートしていきたいと考えています。



▲イベントを楽しむ参加者たち

## 農地の転用は、農業委員会にご相談ください

農地を住宅や資材置場など、耕作以外の目的で利用することを「農地転用」といいます。農地法により、転用するためには愛知県知事の許可が必要です。

所有地の転用を希望されても、思ったとおりに農地転用できないことがあることにご注意ください。具体的には「どこを」「何に」転用するかといった条件の違いによって、許可できる場合とできない場合があります。例えば、土地改良事業が行われ、生産性が高くなった農地は転用の許可が下りる見込みは低くなります。

なお、愛知県知事の許可なしで農地の転用を行った場合、「違反転用」という扱いになり、農業委員会や県による指導が入り、従わない場合は工事中止の命令が下されたり、元の農地の状態に強制的に戻させられることがあります。

こういったことのないように、農地を転用する場合は、計画段階で行政書士などの専門家や、農業委員会事務局までご相談ください。